西ノ島町告示第３３号

令和８年１１月２４日、地方自治法（昭和22年法律第６７号）第１項の規定による西ノ島町立学校設置条例の一部を改正する条例（令和８年６月19日条例第７号）改廃請求書を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第１６号）第９８条第１項の規定に基づき、『西ノ島町立学校設置条例の一部を改正する条例』を廃止する西ノ島町条例改廃請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和８年１１月２４日

西ノ島町長　坂　栄　　一　秀

記

１．　請求代表者の住所氏名

島根県隠岐郡西ノ島町[redacted]

蛭子　留美

島根県隠岐郡西ノ島町[redacted]

福浦　早紀

島根県隠岐郡西ノ島町[redacted]

関谷　学

２．　請求の要旨

別紙のとおり